



「三鷹市特定健康診査等実施計画」 (案)にご意見をお寄せください

問 保険課 ☎ 内線 2388・
健康推進課 ☎ 内線 2691

平成20年4月から、「高齢者の医療の確保に関する法律」(20年4月施行)に基づき国民健康保険などの医療保険者に対し、40～74歳の被保険者を対象として、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した特定健康診査・特定保健指導の実施が義務付けられました。

これを受けて、市ではこれまでの基本健康診査に代え、特定健康診査と特定保健指導の実施体制を定めた「三鷹市特定健康診査等実施計画」を策定します。このたび計画(案)ができましたので、みなさんのご意見・ご要望などをお寄せください。

目的

この計画は、三鷹市国民健康保険の被保険者の中から生活習慣病の有病者やその予備群を減少させることを目指し、特定健康診査と特定保健指導を効率的・効果的に実施するために策定するものです。

目標値の設定

平成24年度までに、次の3つの目標を達成することとしています。

特定健康診査の受診率＝目標受診率

65%

特定保健指導の実施率＝目標実施率

45%

メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少＝対平成20年度比で10%

減少

特定健康診査の実施方法

実施機関 市内の医療機関で実施します。

実施項目 基本的な項目(問診、身体測定、理学的検査、血圧測定、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、尿検査)、医師の判断による項目(貧血検査、心電図検査)、付加項目(血液一般、尿酸・腎機能検査、心電図、胸部レントゲン検査)です。

付加項目は、これまでの基本健康診査の水準を維持するため、市独自に実施するものです。

るものです。

対象者 40～74歳の国民健康保険被保険者を対象とします。

外部委託の有無 地元医療機関との連携も踏まえ、三鷹市医師会への委託を予定しています。

データの保管・管理方法

診査結果データは、東京都国民健康保険団体連合会に委託し、その保管・管理を行います。

特定保健指導の実施方法

特定健康診査の結果、「健康の保持に努める必要がある方」を対象に、下表の内容により行うこととしています(原則として無料)。

外部委託の有無 三鷹市医師会などへの委託を予定しています。

データの保管・管理方法

東京都国民健康保険団体連合会に委託し、その保管・管理を行います。

計画の期間

平成20年度～24年度の5年間です。計画策定後、3年目に見直しを実施します。

その他

このほか、従来からの健康づくり事業や介護予防事業との連携、事業の評価や見直し、個人情報保護などについて計画化しています。

ご意見・ご要望などをお寄せください

2月7日(木)までに、住所・氏名・電話番号(団体の場合は、所在地・団体名・代表者の氏名・電話番号)を記入し、「〒181-8555三鷹市役所保険課」・☎41-4531・✉hoken@city.mitaka.tokyo.jpへ提出してください。

計画(案)の全文は、市のホームページ「パブリックコメント」からご覧になれるほか、保険課(市役所1階9番窓口)、相談・情報センター(市役所2階)、総合保健センター、市政窓口で配布しています。



特定健康診査

40～74歳の被保険者を対象に毎年度実施する、メタボリックシンドロームに着目した健康診査

特定保健指導

特定健康診査の結果により、健康保持に努める必要がある方に対して実施する、動機づけ支援・積極的支援

開始時	2週間後	1カ月後	2カ月後	3カ月後	4カ月後	5カ月後	6カ月後
面談による支援 行動目標・行動計画の策定	面接・電話・Eメール・手紙・ファクス等による支援						
	・行動計画等の実践状況の確認 ・生活習慣の改善の維持・継続に向けた支援 ・栄養・運動等の実践的な支援		中間評価(身体状況・生活習慣の変化把握) ・実践状況の確認 ・生活習慣確立に向けた支援 ・栄養・運動等の実践的な支援		6カ月後評価(身体状況・生活習慣の変化把握)		

ご注意ください！基本健康診査の受診は3月15日(土)までです

問 総合保健センター ☎ 46-3254

これまで市が実施してきた基本健康診査は、4月から「特定健康診査」に代わります。制度の変更に伴い、基本健康診査は3月15日(土)で終了し、4月以降の受診はできなくなります。1～3月生まれの方は、3月15日(土)までに受診してください。なお、年度末は混雑が予想されますので、早めの受診をお願いします。



「三鷹市ごみ処理総合計画2015」(案)にご意見をお寄せください

問 ごみ対策課 ☎ 内線 2533

市では、平成15年から22年度までの8年間の計画として「三鷹市ごみ処理総合計画2010」を策定し、ごみ処理施策を推進してきました。

このたび、計画期間の前期5年間(平成15年度～19年度)が終了するのに伴い、新たに、3R(リデュース・リユース・リサイクル)を踏まえた一般廃棄物処理の視点や、ごみ処理費用のみならず環境負荷などの社会的費用の低減といった視点を盛り込んだ「ごみ処理総合計画2015」(平成20年度～27年度)の策定を行います。

計画(案)の概要は次のとおりです。みなさんのご意見・ご要望などをお寄せください。

ご意見・ご要望などをお寄せください

2月3日(日)までに、住所・氏名・電話番号(団体の場合は、所在地・団体名・代表者の氏名・電話番号)を記入し、「〒181-8555三鷹市役所ごみ対策課」・☎45-5291・✉gomi@city.mitaka.tokyo.jpへ提出してください。

計画(案)の全文は、市のホームページ「パブリックコメント」からご覧になれるほか、ごみ対策課(市役所5階)、相談・情報センター(市役所2階)、市民協働センター、市政窓口で配布しています。

基本理念・基本方針

「持続可能な循環型社会の形成に向けたごみ処理の推進」を基本理念とし、次の8つの基本方針の実現を目指すこととしています。

“もの”の発生抑制の推進
循環資源のリユース、リサイクル
拡大生産者責任の明確化
環境にやさしいごみ処理・リサイクルの推進
ごみ処理の効率化
適正処理の確保
ゼロ・エミッションの推進
環境学習・啓発活動の推進



ゼロ・エミッション
廃棄物の再生利用により焼却・埋立処理をなくし、環境負荷の低減を目指すこと。

数値目標

ごみの排出や処理に関して、平成22年度までに達成すべき数値目標を次のように設定し、27年度まで実施します。

1人1日当たりのごみ総排出量850gを達成する。
分別リサイクル率を35%以上とし、総資源化率を45%以上とする。
年間のごみ焼却量を33,183tまで削減する。
焼却灰の資源化や不燃残さの有効活用により、最終処分量ゼロを維持する。

施策・事業の内容

基本理念・基本方針と数値目標を達成するため、取り組むべき内容を次のとおり定めています。

排出抑制 環境負荷の低減とごみ減量・資源化の効果的な推進に向け、排出抑制のための仕組みづくりや過剰包装・使い捨て商品の抑制などに取り組めます。

資源化 再使用推進事業の支援を充実するとともに、事業者に対して店頭回収を要請するなど、体系化されたリサイクルシステムの確立に努めます。

収集運搬 環境への負荷の少ない市民生活の実現に向け、分別収集の強化充実などに取り組めます。

中間処理 「新ごみ処理施設整備」の推進や、三鷹市環境センターの適切な運営などにより、環境に配慮した処理体制の整備や循環型処理システムの形成を目指します。

最終処分 最終処分場の延命化を図るため、埋立ごみの資源化の推進を継続します。

その他廃棄物への対応 一般廃棄物や災害廃棄物の適正な処理に向けた対応の強化・充実などを図ります。

啓発・推進 リサイクル協力店の普及拡大など、市民・事業者・市の協働による取り組みを推進し、ごみの減量・資源化への啓発活動に努めます。

推進体制の整備 国や都、他の自治体・関係機関と連携しながら、計画を推進します。

市民・事業者・市の役割分担

ごみの減量・資源化に向けて、市民・事業者・市の三者がそれぞれの役割を担うとともに、三者協働の新たな仕組みづくりにより、ごみの発生抑制に向けて取り組むこととしています。

市民の役割

従来のライフスタイルを見直し、環境に配慮した生活を実践

事業者の役割

環境に配慮した事業活動の実践

市の役割

ごみの減量・資源化への積極的な取り組み